

後期高齢者医療被保険者の皆様へのお知らせです

～特別徴収(年金から差し引き)されている方へ～

平成21年1月から口座振替へ変更することができるようになりました

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金から差し引き)によりお支払いいただいている方は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。

平成21年度後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)によりお支払いいただいております。

平成21年度の保険料のお支払い方法については、下記のとおりですのでご確認ください。

特別徴収の方

平成21年4月より特別徴収により保険料をお支払いいただきます。

※申し出により口座振替へ変更することができます。

普通徴収の方

平成21年7月より普通徴収により保険料をお支払いいただきます。

また、現在普通徴収の方(年金受給額が年間18万円未満の方を除く)で、平成20年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成21年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成20年4月2日～ 平成20年10月1日の間	普通徴収はありません	平成21年4月から
平成20年10月2日～ 平成20年12月1日の間	普通徴収はありません	平成21年6月から
平成20年12月2日～ 平成21年2月1日の間	平成21年7月	平成21年8月から
平成21年2月2日～ 平成21年3月31日の間	平成21年7・8・9月	平成21年10月から

平成20年度中に特別徴収から普通徴収へ変更となった方へ

平成21年度は、7～9月は普通徴収となり、10月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

また10月からの特別徴収については、申し出により、口座振替への支払方法の変更ができます。既に申し出を行っている方は、10月以降は引き続き普通徴収となり、申し出の必要はありません。

問い合わせ先

役場住民課保険班 ☎ 78-3111 (119・120)